

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	幼児教育課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 ブックスタート・東京都新宿区新小川町 5 - 1 9 角田ビル 3 階
工事等の名称	令和 8 年度松戸市ブックスタート事業における配付用絵本の購入
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	物品購入
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	単価 2,315 円
工事等の概要	ブックスタート事業に係る絵本購入
随意契約の理由	・ 特定非営利活動法人ブックスタートは、ブックスタートの理念を伝え、独立・中立的な立場から地域の取り組みをサポートすることを目的に設立された、民間の非営利組織である。 ・ 特定非営利活動法人ブックスタートでは、出版界の協力を得て、提供出版社に得失のない「特別支援価格」で、かつ通常の書籍流通と異なり、出版取次会社や書店を経由せず、出版社から直接提供された絵本を自治体に納品している。このしくみは、出版界（出版社・出版取次会社・書店）が、ブックスタートを応援することを確認しておこなった「ブックスタート・パックの絵本提供のしくみからは直接的な利益を得ない」という合意に基づき、運用されている。 ・ 全国 1,741 市町村のうち、約 65%の 1,128 市町村が特定非営利活動法人ブックスタートを介してブックスタート事業を実施している（令和 8 年 2 月 28 日現在、NPO ブックスタート調べ）

	このような仕組みを導入し、同様の活動を展開している法人は他にないことから、本物品購入については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定により、特定非営利活動法人ブックスタートを相手方として随意契約することが、適法かつ妥当であると思料する。
--	---